

アヴィバソリューションズリミテッド エンドユーザーライセンス契約

重要通知：本ソフトウェアをインストールする前に本エンドユーザーライセンス契約を注意深くお読みください。

本ライセンス契約（「本ライセンス」）は、ドキュメンテーション（下記第 2 条で定義する）を含む、本ソフトウェア製品（「本ソフトウェア」）についての、ユーザー（「顧客」又は「ユーザー」）と、アヴィバソリューションズリミテッド又はユーザーの所在地によっては、その関連会社のうちの一社（「アヴィバ」又は「当社」）との間の法的契約です。

本ソフトウェアのダウンロード、インストール及び/又は使用により、又は表示された「I ACCEPT（承諾します）」のクリックにより、ユーザーは本ライセンスの全ての条件を承諾します。ユーザーが他の人又は法人を代理して本ライセンスを承諾する場合、ユーザーは、ユーザーが当該人又は当該法人のために本ライセンスを承諾し、当該人又は当該法人を拘束する完全な法的権限を有することを表明及び保証します。

ユーザーは、同意しない場合、本ソフトウェアをインストール又は使用しないものとします。

1. ソフトウェア発行及び使用並びにサポートハードウェア

ライセンス使用料とは、適宜アヴィバが指定する、適用ある場合付加価値税及びその他の関連するあらゆる税金を除く、本ソフトウェアの使用に対して顧客がアヴィバに支払う料金をいいます。

ライセンス期間とは、本ソフトウェアについて、アヴィバが指定する、顧客が本ソフトウェアの使用を許可される期間をいいます。

メンテナンスリリースとは、エラー修正及び修正プログラム等を含む本ソフトウェアのあらゆるアップグレード、更新、増強、改善又は変更を意味しますが、アヴィバが通常の業務の過程で市場販売するいかなる新規バージョンのソフトウェアも含まないものとします。

通知ファイルとは、本ソフトウェア内部の当該ファイルを意味します。

使用とは、本ソフトウェアを顧客のハードウェアの一時記憶装置（RAM）にコピー、転送若しくは読み込み、又は永久記憶装置（例、ハードディスク、DVD ROM、又はその他の記憶装置）にインストールし、当該本ソフトウェアに含まれるシステム指示又は命令のプロセス処理を行うため本ソフトウェアを使用すること、並びに顧客の操作上の安全性及び本ライセンスの範囲内での使用に合理的に必要なである限りにおいてバックアップを目的として本ソフトウェアをコピーすること（但し、適用ある法律で認められる場合を除き、アヴィバの書面による事前の同意なく、いかなるライセンスにおいても同時に2コピー以上は存在しないものとします）、並びにドキュメンテーションの使用（但し、顧客はドキュメンテーションの全部又は一部をコピーしないものとし、またドキュメンテーションからあらゆる商標、著作権、又は秘密表示を削除しないものとします）を意味します。

1.1 アヴィバは本ライセンスにより、顧客に対し、ライセンス期間中、本ソフトウェアを使用し、またドキュメンテーションを利用する、非独占的、転送不能、譲渡不能、及びサブライセンス不能のライセンスを付与します。

1.2 顧客は本ソフトウェアの全てのコピーの生成に関して、その数量、保存場所、及び日付の正確かつ最新の記録を維持し、無断コピーを防止するための必要な手段を講じるものとします。

1.3 添付のドキュメンテーションに規定する本ソフトウェアをカスタマイズする権利に従う以外は、顧客は本ソフトウェアの複製、修正、調整、統合、翻訳、分解、逆コンパイル、再コンパイル、リバースエンジニアをしてはならず、また本ソフトウェアの全部又は一部に基づく派生物を生成してはな

らず、また本ソフトウェアをアヴィバが提供しないソフトウェアプログラムに組み込まないものとします。

1.4 顧客は本ソフトウェアを内部業務目的に限定して使用するものとし、アヴィバの書面による事前の同意なく、いかなる第三者にも本ソフトウェア及び/又はドキュメンテーションの使用をさせないものとします。顧客はアヴィバの同意なく、本ソフトウェアを別の場所又は他の機器に転送しないものとします（当該同意は不合理に保留、遅延、又は条件づけされないものとします）。

1.5 顧客はアヴィバから有効なライセンスを得ずに第三者がアヴィバのソフトウェアを使用していることが疑われ、又はこれを認識した場合、当該疑いを合理的に可及的速やかにアヴィバに通知するものとします。

1.6 アヴィバは識別及び/又は在庫目的に限定して本ソフトウェアに割り当てられたあらゆる商品販売コードを変更、修正、又は削除する権利を留保します。

1.7 顧客は本通知ファイルに記載された条件及び通知に従うことに同意します。

1.8 アヴィバが第三者の知的所有権の侵害又は本ソフトウェアの機能エラーを是正するためのメンテナンスリリースを発行したことを顧客に通知した場合、顧客はメンテナンスリリースの受領後合理的に可及的速やかに、かつ7日以内に、これをインストールするものとします。

1.9 下記 1.10 項に従うことを条件として、また、両当事者間で別途合意するか、又はアヴィバがアヴィバのウェブサイト（www.aveva.com/policies/support/enを参照）で変更しない限り、アヴィバは本ソフトウェアの現バージョン又は現バージョンの直前のバージョンに限りサポートするものとします。

1.10 アヴィバは、アヴィバのウェブサイト（www.aveva.com/policies/eol/en参照）に表示するアヴィバのライフサイクルポリシーに基づきソフトウェア製品を「end of life」とする権利を有します。

1.11 本項の規定が本契約の他の規定に矛盾する場合、本項はトライアル・ソフトウェアについて、矛盾を解決するために必要な限度で、当該他の規定に優先するものとします。評価版ライセンスが付与された場合、又は本ソフトウェアがトレーニング、ベータテスト又はその他の非商業的使用目的で提供される場合（「トライアル・ソフトウェア」）、ユーザーは通常の本番使用ではなくこれらの目的に限ってトライアル・ソフトウェアを使用できるものとします。別途合意のない限り、ユーザーはライセンスファイルの納品後、トライアル・ソフトウェアを評価するため30日間の期間を有します。試用期間終了後、本ソフトウェアを使用することを決定した場合、ユーザーは有効なライセンスを取得し、又はトライアル・ソフトウェアの使用を中止し、ユーザーのコンピューターシステムからこれを削除しなければならないものとします。評価目的で提供されたトライアル・ソフトウェアは、「現状有姿」の状態を提供され、アヴィバはいかなるサポート又は保証も提供しません。ユーザーは、トライアル・ソフトウェアを使用して行ういかなる研究及び開発も、完全にユーザーの自己責任で行うことを確認するものとします。ベータ・ソフトウェアについて、ユーザーは製品に関する全ての情報の秘密を保持するものとし、アヴィバの事前の書面による同意なく、提案されたベータ・ソフトウェアの評価及びテストに参加する目的のため当該情報を必要とするユーザーの代理人以外の人又は団体に対し、ベータ・ソフトウェアに関するいかなる情報も開示しないものとします。要請される場合、ユーザーはベータ・ソフトウェアの評価及びテストについてフィードバックを提供するものとします。

1.12 アヴィバ及びその関連会社は、ソフトウェア製品の著作権侵害を排除するためのあらゆる法的措置を講じます。これに関し、本ソフトウェアは、本ソフトウェアの違法コピーのインストール又は使用を検出し、また当該違法コピーについてのデータを収集及び送信できるセキュリティー対策を含む場合があります。収集されたデータは本ソフトウェアが生成する顧客データを含みません。本ソフトウェアの使用により、ユーザーは、当該データの検出及び収集、並びに使用違法コピーが検出された

場合は、その送信及び使用に同意するものとします。また、アヴィバは、本ソフトウェアへのアクセスを制御するため、ハードウェア・ロック装置、ライセンス管理ソフトウェア、及び/又はライセンス許諾キーを使用する権利を留保します。ユーザーは当該対策の目的を回避又は無効とするいかなる手段も講じることはできません。アヴィバが提供する必要なロック装置又は許諾キーの無い本ソフトウェアの使用は禁止されます。

2. ドキュメンテーション

ドキュメンテーションとは、アヴィバが機械可読形式の本ソフトウェア向けに提供するドキュメンテーションであり、テクニカルドキュメンテーション、プログラム仕様書、及び操作マニュアル等を含みます。

2.1 顧客はその内部利用目的に限定して、アヴィバの書面による事前許可なく、ドキュメンテーションの合理的な部数をコピーすることが許可されます。

3. ハードウェア

サポートハードウェアとは、アヴィバが顧客に対し、本ソフトウェアとの同時使用のために提供するドングル、又はその他の物理的装置を意味します。

3.1 顧客はアヴィバの指示に従い、あらゆるサポートハードウェアを使用するものとします。

3.2 アヴィバが提供するサポートハードウェアは、引き続きアヴィバの所有物とします。アヴィバは適当と判断する場合、サポートハードウェアを取りやめる、又は変更する権利を有します。

4. 秘密情報

関連会社とは、いずれの当事者に関しても、各子会社、又は当該当事者の持株会社、並びに当該当事者の持株会社の各子会社を含みます。

秘密情報とは、一方当事者、またはその関連会社、従業員、役員、代理人又はアドバイザー（以下、総称して「代表者」という。）から、他方当事者及び他方当事者の代表者に開示された全ての情報（記録又は保存の形式を問わない）で、合理的な事業者にとって秘密と見なされる、(i) 開示者の業務、実務、顧客、クライアント、価格設定及び計画、並びに(ii) 開示者（又は開示者が属する会社のグループ内のメンバー）の業務運営、運営過程、商品情報、ノウハウ、デザイン、営業秘密、又はソフトウェアに関連する情報を意味します。

4.1 下記の 4.2 項で承認されている場合を除き、各当事者は本ライセンス期間中及び秘密情報の受領後 5 年間は、いかなる人に対しても他方当事者のいかなる秘密情報も開示しないことを約束します。

4.2 各当事者は以下の場合においては、他方当事者の秘密情報を開示することができます。

(a) 受領者の本ライセンスに基づく義務を履行する目的のため、また、アヴィバについては、顧客が本ライセンスを遵守することについてアヴィバを支援する目的のために、当該情報を知る必要のあるその従業員、役員、代理人、又はアドバイザーに対して開示されるもの。各当事者は、他方当事者の秘密情報を開示する自己の従業員、役員、代理人又はアドバイザーに上記 4.1 項を遵守させるものとする。

(b) 法律、裁判所命令、又はその他の政府若しくは監督機関による要求があるもの。

4.3 いずれの当事者も本ライセンスに基づく義務を履行する目的以外の目的で、他方当事者の秘密情報を利用しないものとします。

5. 保証

5.1 アヴィバは、本ソフトウェアの使用には動作中断がなく、エラーが発生せず、ウィルスが混入しないことをいずれも保証しません。いかなるエラー又はウィルスの存在も本ライセンスの違反とはならないものとします。

5.2 保証が付与されないトライアル・ソフトウェアに関連するもの以外で、顧客が本ソフトウェアの使用に著しく影響を及ぼす重大なエラーを発見し、アヴィバが本ライセンスの締結日から 90 日以内に当該エラーの通知を受けた場合、アヴィバはその独自の判断で、以下の事項を行うものとします。

- a) 本ソフトウェアの重大なエラーを示す部分を修正プログラム又はメンテナンスリリース（アヴィバの選択による）により修正する合理的な努力を行う。又は、
- b) 本ソフトウェアを交換する。又は、
- c) 顧客に対する書面の通知により本ライセンスを直ちに終了し、本ソフトウェア及びそれら全てのコピーの返却時に、終了日現在顧客が支払ったライセンス使用料（終了日時点までの顧客の本ソフトウェアの使用にかかる合理的な金額を控除する）を返金する。但し、i) 当該重大なエラーは、アヴィバが実施しない本ソフトウェアの修正、変更若しくは追加によるもの、又は誤使用、本ライセンスの条件又は意図する本ソフトウェアの使用以外での使用によるもの、本ソフトウェアの乱用又は破損によるもの、又は本ソフトウェアと互換性のないその他のソフトウェア又は機器と同時使用により発生したものではなく、ii) 顧客が、アヴィバが当該重大エラーの欠陥又は障害を解消することを支援するために、必要な情報（アヴィバが当該欠陥又は障害を再現できるような十分な情報を含む）を全て提供することを条件とします。本項においては、アヴィバが本ソフトウェアをサポートすることを明確に表明しないあらゆるハードウェアは、仮に本ソフトウェアが当該ハードウェア上でその全て又は一部が機能したとしても、アヴィバは「互換性がない」とみなすことを念のために確認するものとします。

5.3 本ライセンスに明確に規定されている場合を除き、本ソフトウェア、ドキュメンテーション及びサポートの提供に関して、あらゆる条件、保証、期限及び約束は、明示黙示を問わず、また制定法、コモンロー、取引慣行、慣習、取引過程、又はその他に基づくものか否かを問わず、（品質、性能、又は目的適合性等を含め）法律で認められる最大限の範囲で排除されるものとします。

6. 知的所有権

*知的所有権*とは、世界のあらゆる場所での全ての特許権、著作権、意匠権、商標、サービスマーク、営業秘密、ノウハウ、データベース権及びその他の知的所有権の性格を有する権利（登録又は未登録を問わない）、並びにこれらの出願をいいます。

6.1 アヴィバは、本ソフトウェア及びドキュメンテーションに関する全ての著作権及びその他の知的所有権を所有し、又は使用するライセンスを保有します。本項は本ソフトウェアにアップロードされる、又は本ソフトウェアを使用して作成されるデータに関連して、顧客又は第三者に属する何らかの知的所有権の譲渡を意図するものではありません。

6.2 本ソフトウェアについて、権利請求に先立つ 12 ヶ月内にアヴィバが顧客から受領したライセンス使用料に相当する金額を責任限度額とすることを条件として、アヴィバは本ソフトウェアが第三者の知的所有権を侵害する旨の有効な請求（以下、「侵害請求」という。）に関して、管轄裁判所が顧客に対して第三者への支払いを命じた損害、損失、費用、又は経費について、顧客を補償し、かつ補償を継続するものとします。但し、顧客が以下に該当していることを条件とします。

- (a) 第三者の著作権侵害となる可能性のある事項を実施、認可又は容認していないこと。
- (b) 当該使用により侵害請求を未然に防ぐことが可能であった場合には、本ソフトウェアの最新のメンテナンスリリースを使用していること。
- (c) 当該請求について、7 日以内に書面でアヴィバに通知すること。
- (d) アヴィバの書面による事前同意なく、法的責任を認めず、又は何らかの請求について示談又は和解に合意せず、その他アヴィバ又はあらゆる第三者の防御に不利益を与えないこと。
- (e) アヴィバ又はその指示する者に、あらゆる請求から発生する全ての交渉及び訴訟に関する即時かつ完全な支配を付与すること。
- (f) アヴィバ及びその指示する第三者に、当該交渉又は訴訟の追行又は和解について、全ての合理的な援助を付与すること。

6.3 アヴィバの判断において、本ソフトウェアが第三者の著作権を侵害するか又は侵害するおそれがある場合は、アヴィバはその独自の裁量権で、以下を実施する権利を有するものとします。

(a) 本ライセンスの条件に従って、顧客が本ソフトウェアの使用を継続する権利を取得する。

(b) 本ソフトウェアが非侵害のものとなるよう変更、改良、又は調整を行う。

(c) 本ソフトウェアを非侵害のものに取り替える。

(d) 本ライセンスを解除し、顧客が支払った該当するライセンス使用料の未使用部分を顧客に対し返金する。

6.4 顧客は本ソフトウェアにアップロードしたデータ又は本ソフトウェアを使用して作成したデータ、並びに顧客による本ライセンスに従ったもの以外の本ソフトウェア及びドキュメンテーションの使用又は占有に起因するあらゆる請求からアヴィバに発生する全ての責任、費用及び経費（弁護士費用等を含む）について、アヴィバを補償するものとします。

6.5 顧客が本ソフトウェアが既存の特許権を侵害するという請求を主張した場合、本ライセンス及び顧客の本ソフトウェアの使用権は、自動的に直ちに解除されるものとします。

6.6 顧客が本ソフトウェアのコピーをする明示的な権利を有している場合、本ソフトウェアの各コピー又は部分的コピーに全ての著作権通知及び所有表示をしなければならないものとします。

7. 責任制限

7.1 アヴィバは、顧客（又は顧客の立場で請求を行うあらゆる人）が損失を被る可能性がある、逸失利益、取引機会の損失、営業権喪失、及び/又は類似の損失、予想された経費削減の逸失、商品紛失、契約の喪失、使用の損失、データ又は情報の破損による損害、あらゆる特別、間接的、結果的、又は純粹経済的損失、費用、損害、手数料、又は経費（顧客（又は顧客の立場で請求を行うあらゆる人）が本ソフトウェアにより作成されたあらゆるデータの不正確性又は無効性に起因して負担した損失等を含む（これに限定されない））について、アヴィバが損害の発生する可能性のある状況を認識していた場合でも、責任を負わないものとします。

7.2 本ソフトウェアの性能、又は予定された性能に関連して発生する、契約、不法行為（過失又は法律上の義務違反を含む）、不実表示、不当利得、又はその他によるアヴィバの全責任は、顧客の請求がなされた年度中に支払われた本ライセンス使用料の100%に限定されるものとします。

7.3 本ソフトウェアが第三者のソフトウェアの内容を含んでいる場合、当該第三者は間接損害に対して責任を負わないものとし、法律で認められる範囲において、当該第三者は、全ての黙示の保証（満足のゆく品質、商品性、非侵害、特定目的への適合性の黙示的保証等を含む）を否定するものとします。

7.4 7.1 項、7.2 項及び 7.3 項に規定される制限は、法律で認められる最大の限度で適用されるものとします。

8. 監査権

8.1 30 日前の書面による通知により、アヴィバは、ユーザーによるアヴィバのソフトウェア使用について監査する権利を有するものとします。ユーザーは、アヴィバの監査に協力し、また合理的支援及び関連情報へのアクセスを提供することに同意します。ユーザーは、そのライセンス権を超えた本ソフトウェア使用について、適用されるあらゆる料金を書面による通知から 30 日以内に支払うことに同意します。アヴィバは、未払いの場合、あらゆるライセンス、サポート、サービス、及び/又は本契約を終了することができるものとします。アヴィバは、何らかの不正使用がアヴィバにより特定されたか否かにかかわらず、監査に協力する際にユーザーが負担するあらゆる費用に対し、責任を負わないものとします。

9. 中断及び解除

支配の変更は、ある法人を支配する人又は団体がその支配を止める場合、又は別の人又は団体がその支配を取得する場合に生じます。

支配とは、ある法人に関して、

(a) その法人若しくはその他の法人の、又はその法人若しくはその他の法人に関する、株式の所有又は議決権の保有によって、又は、

(b) その法人若しくはその他の法人を規律する、定款若しくは設立文書、又はその他文書により付与される権利に基づき、

その法人の業務をある人又は団体の希望に従い実行することを確保する、当該人又は団体の権利をいいます。

9.1 アヴィバは、以下の場合、顧客に対する書面の通知により、本ソフトウェアの提供又はライセンス付与マネージャーの提供を含む業務の提供を中断すること、又は直ちに本ライセンスを解除することができるものとします。

(a) 顧客がライセンス使用料を支払わないとき、

(b) 顧客が本ライセンスのいずれかの条件の重大又は継続的な違反（監査の結果判明した違反を含む）を行い、当該違反が是正不能であるか、又は当該違反の是正を要求する書面の通知を受領してから 30 日以内に顧客が当該違反を是正しないとき、

(c) 顧客又は関連会社において支配の変更があるとき、又は

(d) 顧客がその債務の支払不能であるか若しくは支払不能となるとき、清算命令若しくは清算決議の適用を受けるとき、顧客の資産の全部若しくは大部分に対して管理人若しくはその他の管財人、管理者、受託者又は類似の役員が任命されるとき、債権者との間で整理をするか若しくはその提案するとき、又は適用あるいかなる国においても類似の事由に該当するか、若しくは手続の適用を受けるとき。

(e) アヴィバの合理的な見解において、顧客の行為によりアヴィバが何らかの輸出規制法及び/又は制裁に違反する結果となるとき。

9.2 解除は、解除前に生じるいかなる権利又は救済にも影響しないものとします。

9.3 いかなる理由でも本ライセンスの解除により、

(a) 本ライセンスに基づき顧客に付与する全ての権利は終了するものとし、

(b) 顧客のアヴィバに対する全ての未払債務は支払期限が到来するものとし、かつ

(c) 顧客は、顧客が占有、保管若しくは支配する全ての本ソフトウェア及びドキュメンテーションの写し及びサポートハードウェアを直ちに廃棄するか又はアヴィバに返却するものとし（アヴィバの選択による）、廃棄する場合は、顧客が廃棄したことをアヴィバに対し証明するものとします。

9.4 本ライセンスの終了以後、明示的又は黙示的に有効になる又は有効に存続することが意図される本ライセンスの規定は、引き続き効力を有するものとします。

10. 第三者の権利

10.1 本ライセンスの当事者並びに各自の承継人及び許可された権利承継者以外のいかなる人も、本契約の条件を行使する権利を有しないものとします。

11. 不可抗力

11.1 いずれの当事者も、11.2 項に従うことを条件として、本ライセンスに基づくその義務の履行の遅延若しくは不履行について、当該遅延又は不履行が当該当事者の合理的な支配を超える事由、状況又は理由（「不可抗力事由」）から生じる場合、本ライセンスの違反とならず、また当該遅延又は不履行の責任を負わないものとし、この場合、影響を受けた当事者は当該義務を遂行する期限を合理的に延長する権利を有するものとします。但し、遅延又は不履行が 3 ヶ月間継続する場合、影響を受けない当事者は、他方当事者に対する 14 日の書面の通知により、本ライセンスを解除できるものとします。

11.2 影響を受ける当事者は、

- (a) 他方当事者に対し、その不履行又は遅延の原因となる不可抗力事由の内容及び程度について、速やかに書面で通知しなければならない、
- (b) 影響を受ける当事者が不可抗力事由の前に知り得た全ての事項を考慮して、合理的に講じるべきであった予防策を講じることによっても不可抗力事由の影響を回避できなかったことの合理的な証拠を提出しなければならない、かつ
- (c) 合理的に実行可能な方法で本ライセンスに基づく義務を実行するために、また合理的に可能な限り早期にその義務の履行を再開するために、不可抗力事由の影響を軽減するあらゆる合理的な努力をしたものでなければならない、かつこれを継続しなければならないものとします。

12. 通知

12.1 ユーザーがアヴィバとの間に紛争を生じた場合、又はいずれかの補償条項に基づく通知を送達することを希望する場合、又は倒産若しくは他の類似する法的手続の対象となる場合、宛先を High Cross, Madingley Road, Cambridge CB3 0HB UK の AVEVA Group Plc 内 Group Legal Counsel とする、英語の書面による通知を直ちに送付するものとします。

13. 法の遵守

13.1 両当事者は、本ライセンスに基づく義務を遵守するために必要な全ての許認可及び承認を有しかつこれを維持することを表明、保証及び誓約します。

13.2 顧客は、その所在する国、及び本ソフトウェアが使用される国において適用ある全ての法律を完全に遵守するものとします。

13.3 顧客は、現在まで適用ある法令に違反していないことを確認し、適用ある法令の違反又は違反を合理的に示唆する事由を速やかに報告するものとします。

14. 輸出

英国、欧州連合、米国の輸出法規、及びその他の関連する現地輸出法規が本ソフトウェアに適用されます。ユーザーは、当該輸出管理法が本ソフトウェア（技術データを含む）、及び本ライセンスに基づき提供されたあらゆるサービス、成果物の利用について支配することに同意し、ユーザーによりアヴィバへなされた本ソフトウェアの最終仕向地の開示にかかわらず、ユーザーは、該当する全ての輸出法規（「みなし輸出」及び「みなし再輸出」規制を含む）を遵守することを約束するものとします。ユーザーは、サービスから生ずるいかなるデータ、情報、プログラム、及び/又は資料（又はその直接の生産物）も、直接間接を問わず、かかる法律に違反して輸出されず、また核兵器、化学又は生物兵器拡散、又はミサイルテクノロジーの開発等を含む、かかる法律によって禁止される目的のために使用されないことを約束します。ユーザーは、本項に基づく義務の違反について、アヴィバを補償し、これを防御し、一切の損害を与えないものとします。

15. 放棄

15.1 当事者による、本ライセンス上の又は法令上付与される権利又は救済のいかなる不行使又は遅延も、その放棄又はその他の権利又は救済の放棄とはならないものとし、また当該権利又はその他の権利若しくは救済のその後の行使を排除又は制限しないものとします。当該権利又は救済のある行使又は部分的行使は、当該権利又はその他の権利若しくは救済のその後の行使を排除又は制限しないものとします。

16. 分離

16.1 裁判所又は所轄官庁が本ライセンスの規定（又は規定の一部）が無効、違法又は執行不能であると判断する場合、当該規定又は規定の一部は、必要な範囲において、削除されたものとみなされ、本ライセンスのその他の条項の有効性及び執行力には影響しないものとします。

16.2 両当事者は、修正後の規定が合法、有効及び執行可能な規定となり、かつ両当事者の当初の商業的意図が最大限達成できるように当該規定を修正するため、誠実に交渉するものとします。

17. 変更

17.1 本ライセンスのいかなる変更も、書面により両当事者（又は各自の代表者）が署名しない限り有効とはならないものとします。

18. 譲渡

18.1 ユーザーは別の個人又は企業体に対し、本ライセンスを譲渡し、又は本ソフトウェア及び/又はあらゆるサービス、又はそれらの権利を付与又は転送することはできないものとします。

19. 言語

19.1 本ライセンスは、英語で作成されます。本契約がその他の言語に翻訳される場合、英語版が優先するものとします。

19.2 本ライセンスに基づき又は本ライセンスに関連して行う通知は、英語で行うものとします。本ライセンスに基づき又は本ライセンスに関連して提供されるその他の文書は、英語で作成するか、又は認証ある英語の翻訳を添付するものとします。

20. 法律及び裁判管轄

20.1 本ライセンス、及び本ライセンス、その内容事項又はその成立から、又はこれに関連して生じるあらゆる紛争又は請求は、イングランド及びウェールズの法律に準拠し、解釈されるものとし、各当事者は、イングランド及びウェールズの裁判所が、本ライセンス、又はその内容事項若しくは成立から生じる、又はこれらに関連して生じるあらゆる紛争又は請求（非契約上の紛争又は請求を含む）を解決するための専属管轄権を有することに取消不能に合意します。

20.2 特定の法律への言及は、あらゆる修正、延長、適用、又は再制定を考慮したうえで、当該時点で効力を有する法律への言及であり、また当該時点で効力を有するあらゆる下位の法規制を含むものとします。